

学校感染症の種類と出席停止期間

種	病名		出席停止期間	
第一種	エボラ出血熱		治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱			
	痘そう			
	南米出血熱			
	ペスト			
	マールブルグ病			
	ラッサ熱			
	急性灰白髄炎			
	ジフテリア			
	重症急性呼吸器症候群			
	中東呼吸器症候群			
	特定鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9)			
	新型コロナウイルス感染症			
第二種	インフルエンザ		発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで	
	百日咳		特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹		解熱後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎		耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	風疹		発疹が消失するまで	
	水痘		すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱		主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核		病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。	
髄膜炎菌性髄膜炎				
第三種	コレラ		病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。	
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	急性出血性結膜炎			
	流行性角結膜炎			
	パラチフス			
	その他の感染症	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患		溶連菌感染症
				ウイルス性肝炎
				手足口病
				伝染性紅斑
ヘルパンギーナ				
マイコプラズマ感染症				
感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)等				

※ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない。